

第81回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 眞徳

プロフィール
昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

税務トピック!

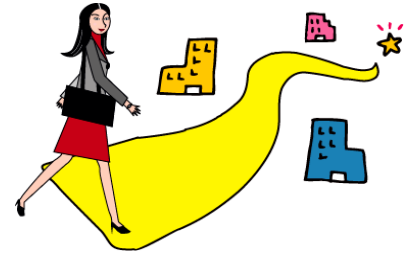
通勤手当の非課税限度額

【通勤手当の非課税限度額】

税法上、通勤手当は**非課税**ですが、非課税限度額があり、限度額を超えた部分については給与となり、所得税が**課税**されます。

通勤手当の非課税限度額

区分	非課税限度額
① 鉄道・バス等の公共交通機関を利用して通勤している人に支給する通勤手当、通勤用定期券	通常の通勤の経路及び方法による運賃または料金 (最高限度 10万円)
② 車・自転車等を利用して通勤	
片道 2km未満	全額課税
片道 2km以上 10km未満	4,100円
片道 10km以上 15km未満	6,500円
片道 15km以上 25km未満	11,300円
片道 25km以上 35km未満	16,100円
片道 35km以上 45km未満	20,900円
片道 45km以上	24,500円
③ 鉄道・バスなどのほかに、車・自転車等も利用して通勤	①と②の合計額 (最高限度 10万円)



【車、自転車での通勤の場合】

片道 2km未満は、**全額課税**されます。

自動車の場合、通勤手当の計算にあたって、距離に応じて、ガソリン代や任意保険料、使用による車両の消耗分を加味している例が多くありますが、非課税限度額を超えた部分については課税されます。



【通勤交通費込みの給与の場合】

給与明細で通勤手当部分が明示されていなければ、全額が給与となり、課税されます。

【通勤手当を一律に支給する場合】

通勤距離に関係なく一律に一定額を通勤手当として支給するような場合でも、非課税限度額を超えると課税されます。

徒歩通勤者に通勤手当を支給した場合には、**全額が給与とされ、所得税が課税**されます。



経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

大城眞徳税理士事務所

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 牧港建設第二ビル3階
tel. 098-876-8231 fax. 098-876-8304 mail: hp-shintoku@tkcnf.or.jp

「税務トピック!」メルマガ配信中!! (ホームページからご登録できます) ... → (URL) <http://www.masism.com>

《主な支援内容》

- 税務代理・税務相談・税務申告 ● 決算事前対策
- 経営計画策定 ● 業績管理支援 ● 起業家支援
- 経営革新支援 ● パソコン会計支援
- 建設業「経審」対策 ● 適正な生命保険指導